平成２５年（フ）第２７９号
石川県白山市手取町ケ51番地７、従前の住所
石川県白山市長屋町イ67番地２
破産者　川腰縫製こと　川腰　敏雄
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３９７号
金沢市御所町２丁目287番地
破産者　大谷　洋子
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３９号
長野県松本市高宮北９番７号
破産者　野村　一勝
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１６２号
長野県松本市平田西１丁目７番11号　メゾンウエスト103号
破産者　橋本　定則
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第７４号
静岡県裾野市佐野1107番地の２　ベルクリア106、破産手続開始時の住所静岡県裾野市富沢262番地の12
破産者　貴舩　竜彦
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５０９号
静岡県浜松市北区細江町気賀1449番地
破産者　桶田　始子
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３９７号
静岡県袋井市堀越1065番地の１
破産者　加藤　久美
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
島根県益田市遠田町3077番地４、前住所山口県山口市湯田温泉６丁目３番14―1005号
破産者　西村　武利
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第９３号
山口県下関市山の田東町７番35号
破産者　ＡＯＩ　ＴＲＡＤＩＮＧこと青木幸雄こと　盧　　幸雄
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
香川県高松市元山町907―４
破産者　藤井八重子
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５８号
愛媛県松山市久保394番地６
破産者　門屋　慎二
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７号
福岡県行橋市大字元永590番地３
破産者　坪井　　潤
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
佐賀県唐津市鏡1289番地
破産者　岡本　　満
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３２号
大分市横田２丁目９番10号、開始決定時の住所大分県杵築市大字片野181番地１　アーバン片野Ｂ―103
破産者　岡部　敬三
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６６号
千葉県富津市長崎406番地
破産者　元木　英夫
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第４１１号
札幌市豊平区美園２条８丁目１番19号
破産者　菅原　淑子
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１５号
釧路市白樺台３丁目８番314号
破産者　野月　秀雄
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第８３９号
埼玉県川越市旭町２丁目13番地２　旭町ビユーハイツ403号室
破産者　北方　　優
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部